

お知らせ

創業セミナーの参加者募集

本会では、創業志望者に対し、経営感覚とビジネスプランの基本や創業組織の設立のためのスキルを身につけるための「創業セミナー」を開催します。

カリキュラムは講義のほかワーク、個別指導等多彩です。

企業内にいらつしやる定年予定者や、定年後の再雇用者の方で、創業に興味がある方々に、本セミナーを紹介していただき、この機会に是非ご参加くださるようお願いいたします。

「日程等」(1回につき3日間のコース)

1日6時間(午前10時〜午後5時)

▽千葉会場(ペリエホール)

8月23日(土)、24日(日)、31日(日)

▽柏会場(ザ・クレストホテル柏)

9月7日(日)、14日(日)、21日(日)

◎セミナーの詳細、お申し込みは

本会指導相談室

Tel 043・242・3277

次世代育成支援対策推進センター

少子化の急速な進行は、我が国の経済社会に深刻な影響を与えます。そのため、政府・地方公共団体・企業等は一体となって対策をす

めています。そこで平成15年7月に成立・公布されたのが、「次世代育成支援対策推進法」です。

この法律は、次世代を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境の整備を行なう「次世代育成支援対策」を進めるため、国や地方公共団体による取り組みだけでなく、30人以上の労働者を雇用する事業主は、平成16年度末までに「二般事業主行動計画」を策定し、平成17年4月1日以降、速やかに労働局雇用均等屋に届け出なければなりません。

従業員300人以下の企業には、それらが努力義務とされましたが、次世代育成支援対策は働く企業の規模を問わず全ての従業員の暮らしに深く関わっています。

本会は前年度に引き続き、平成20年度も厚生労働省より「次世代育成支援対策推進センター」の指定を受け、「二般事業主行動計画」を策定する上でのアドバイスや中小企業子育て支援助成金(育児・介護雇用安定等助成金)制度等の周知啓発事業を行ないます。

事業主の皆さんは企業で働く全ての従業員が働きやすい職場で「ワーク・ライフ・バランス」を

実現していく取り組みを進めてください。本会がお手伝いします。

◎お問い合わせ先
本会連携支援部
Tel 043・242・3277

最低賃金法が変わりました

最低賃金法の一部を改正す法律

については、昨年12月5日に交付され、今年の7月1日から施行されました。約40年ぶりとなる今回の主な改正点は次のとおりです。

(1)地域別最低賃金
「地域別最低賃金」を決定する場合

には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができ

るよう、生活保護との整合性にも配慮し、具体的な金額は、都道府県ごとに決定されます。

(2)産業別最低賃金
産業別最低賃金については、その不払いについては、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法の賃金の全額払違反の罰則(上限30万円)が適用されます。

(3)適用除外規定の見直し
障害により著しく労働能力の低い者に関する適用除外を廃止、最低賃金の減額特例が新設されます。

(4)派遣労働者の適用最低賃金
派遣労働者は、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されます。

(5)最低賃金額の表示
時間額、日額、週額又は月額で定めることとされていた表示単位が「時間額」のみになります。

◎お問い合わせ先
千葉労働局賃金室
Tel 043・221・2328

職業訓練生人材情報誌のご案内

ポリテクセンター千葉では公共職業訓練を受講している訓練生(求職者)の情報を集約した人材情報誌「人材六方」を毎四半期毎に発行しております。有能な人材を求めている企業の方は請求してください。

雇用・能力開発機構千葉センター
(ポリテクセンター千葉)
訓練第一課 就職相談室
Tel 043・422・2339

**ちば仕事プラザネット
人材情報提供システム**

ちば仕事プラザは、企業・従業員の方々が各種能力開発や研修をする場です。このプラザを利用した求職者情報をインターネット上で提供し、一般企業、農業法人、NPO法人、社会福祉法人等の求人団体とマッチングの場を提供します。ちば仕事プラザを利用された方は登録できます。

▽お仕事をお探しの方の登録
▽人材をお探しの企業等の登録
▽両者のマッチング
<http://www.plazanet-pref.chiba.lg.jp/>

◎お問い合わせ先
ちば地域職業訓練センター
Tel 043・274・7771

夏期の適温冷房と軽装の励行

省エネ、地球温暖化防止のために、冷房の室温は28℃、ノーネクタイ、ノー上着での執務を励行しましょう。